

農地の賃借料情報

令和5年1月～設定分

小谷村農業委員会

農地法第52条の規定により、農業委員会は賃借料情報の提供を行うこととなっています。小谷村の賃借料情報については以下の表のとおりです。

なお、この「賃借料情報」は、従来の「標準小作料」とは違い、拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の賃借料は対象地の状況に応じて、当事者同士で協議の上、設定してください。

R5.1～		(10aあたり)	
農地区分	種別	区分	標準賃借料
田	村内全域	ほ場整備実施済	3,000円
		ほ場整備未実施	1,000円
畑	村内全域		定めない

<<参考>>

令和4年12月までの農地賃借料情報

(10aあたり)

農地区分	種別	区分	標準賃借料
田	村内全域	ほ場整備実施済	3,000円
		ほ場整備未実施	1,000円
畑	村内全域		定めない